

◆「ITセミナー」ITがひろく地域と中小企業

2月24日・13時30分より大垣フォーラムホテルで開催
参加申込等は、(財)岐阜県産業経済振興センター情報企画課 TEL〇五八・二七七・一〇八四まで。



1 2001

美濃焼産地15組合が新春見本市を開催

(記事6頁)



岐阜県
中小企業団体中央会
岐阜市藪田南5丁目14番53号
岐阜県県民ふれあい会館12階
毎月15日発行
購読料 年間1,500円(1部125円)
発行人 森本安彦
事務局直通電話
管理調整 〆A058-277-1100(代)
広報振興 〆A 058-277-1101
組織指導 〆A 058-277-1102
調査労働 〆A 058-277-1103
情報企画 〆A 058-277-1104
事務局FAX番号 058-273-3930

主な記事

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
東濃・飛騨支所だより	事務局だより	年賀広告	11	19	新たな行政機構図	外形標準課税導入反対総決起大会	第一五〇回臨時国会で成立した主な中小企業関係法律	組合等の動き	6	11月の景況調査	8	事務局だより	10	年賀広告	11	19



時の課題

新世紀の幕開けを告げる二〇〇一年がスタートした。二十世紀から二十一世紀へと移り変わる新しい世紀の始まりである。この時に生きた人間の巡り

合わせの幸せを感じるひとときでもある。しかし、その余韻に浸ってはいられない。二十世紀を振り返ると、世界大戦を始め世界各地で数多くの戦争が繰り返され、多くの尊い人命と人間にとって大切な多くのものを失った。

21世紀に挑戦 中小企業の手で 景気回復を

一方、物質文明が華々しく開花した世紀でもあった。また、社会・経済の面では、日本の人口は、二〇〇七年をピークに減少に転じ、二〇五〇年には約一億人に減る、人口減少社会が到来すると言われている。

さらに、この十年を振り返るとインターネット社会が到来し、携帯電話がすさまじい勢いで普及する一方で有力銀行や大手証券が倒産し、自動車メーカーの半分以上が外資系になるなど従来想定することが出来なかった事態となっている。九〇年代は、従来七年で起こる変化が一年に圧

縮されるドッグイヤーで進み、新世紀は、それより早いスピードで進みマウス・ねずみイヤーになると言われている。

現下の経済状況は、依然として厳しい状況が続いている。二十一世紀は、中小企業・ベンチャー企業が主役にならなければ県経済、日本経済を底上げする経営基盤は構築できない。

新世紀に入り一層のグローバル化が進み、情報技術(IT)革命を基盤に、産業革命以来の大きな変革をもたらし、新しい技術革新が進展し、勝ち組みと負け組みへの二極化が一層進むものと考えられる。

このように二十一世紀は、かつて経験したことのない経済社会現象が起き、経営環境が著しく変化するのである。岐阜県中小企業団体中央会は、中小企業基本法の理念である、指導から支援へをテーマに、県内企業の約九十九パーセントを占める中小企業が、県及び日本経済の盛衰の力ぎを握っているとの認識に立ち、その経済を立て直す意気込みで取り組んでいきたい。

平成十三年(二〇〇一)年、あけましておめでとございます。中央会は昨年も前年に引き続き「協力する中央会から提案する中央会へ」を念頭に、多くの事業を推進してまいりました。昨年は、「中小企業欧州産業視察」「岐阜県企業求人合同説明会」など新規事業にも取り組んでまいりました。年頭にあたり、恒例となりました辻正会長に「21世紀の中小企業・組合・中央会」についてインタビューしましたので、その内容を紹介します。

21世紀は組合・中央会も

真価が問われる時代

21世紀は『地方の時代』へ移っていく。従来の護送船団方式から自らの知恵・努力で行っていく単独航海へと転換し、中小企業といえども国際社会の荒波を生き抜いていかなければならない時代を迎える。

中央会や組合も会員から、

利用価値が問われる時がきた。このままでは、中央会・組合の不要論が出てくる。今までの様に国の下請団体から脱却するこ

と。これからの中央会は「指導から支援へ」協力する中央会から提案する中央会へ」と中央会も当然変革していかなければならない。中央会としては、昨年

から進めている海外直結戦略を継続し、本年以降も積極的に展開していく予定である。また、



新春インタビューを受ける辻正中央会会長

21世紀の中小企業・組合・中央会

辻中央会会長に聞く

これからはセーフティネットの役割

情報化時代の到来

情報格差への対応が課題

21世紀の中小企業は、市場原理を導入し、市場メカニズムを活用した自立型企業(特殊技術製品、専門的な企業など)が増加してくると思う。そこで、中央会でも中小企業が活躍する場所や新産業の創造、ベンチャー、新規事業などの育成に力を注ぐ必要がある。

その背景として、IT(情報技術)革命である。情報格差(デジタルデバイド)などの問題に対し、中小・零細企業がどのように対応していく

かが今後の課題となってくる。この問題に中立的な立場としてアドバイスしていく人材などが求められるが、この一端を担うようにしていくことが

組合や中央会の存在意義となる。

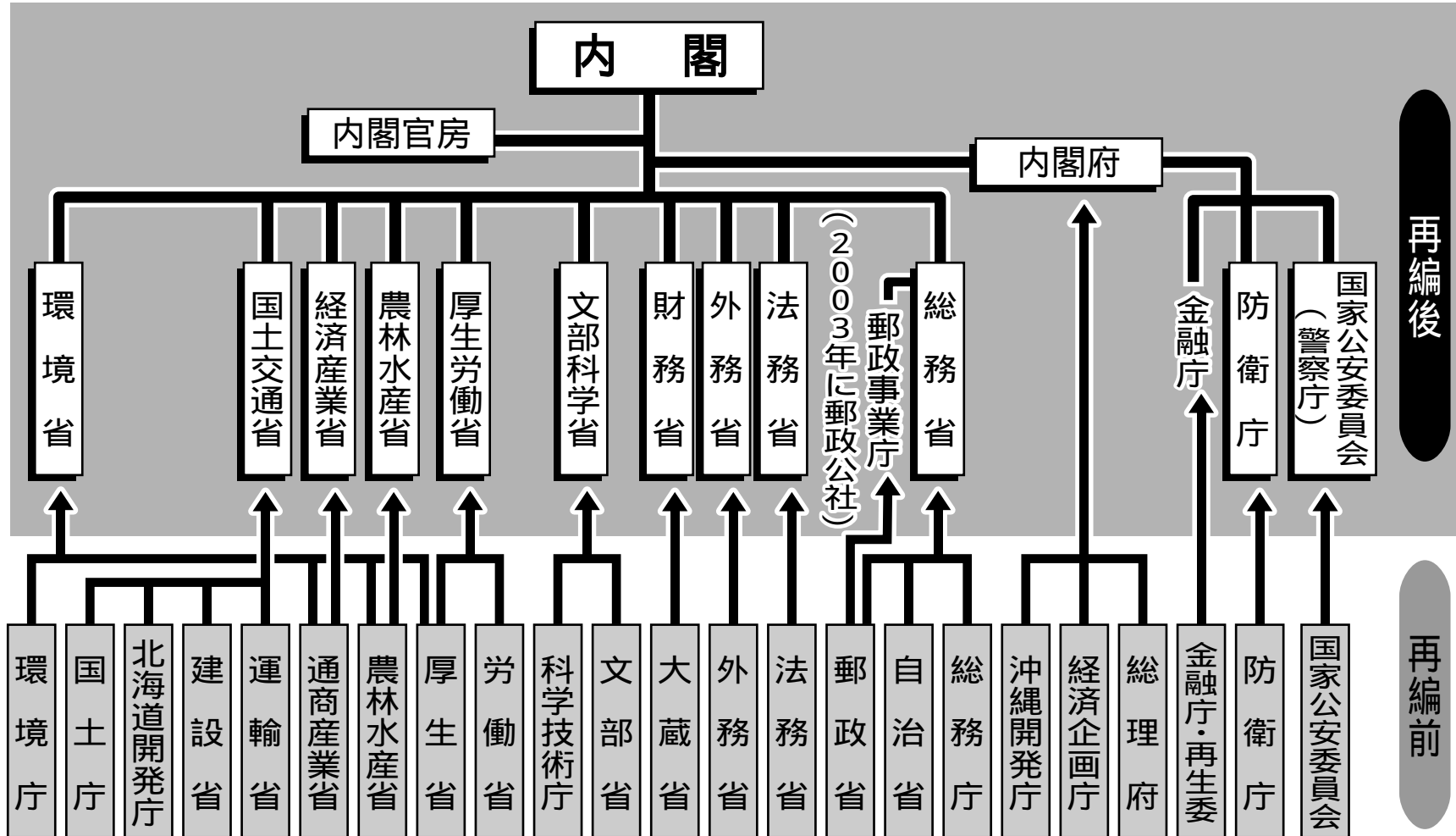
しかし、情報化の時代が到来すれば、すさまじい勢いで構造改革が進む。情報化に乗り遅れた企業、ITを活用しても収益に結びつかなかった「負け組」の企業が多くなる。

そこで、新しい付加価値が加味され、組合や中央会が、会員同士だけでなく他の組合や業界のITコーディネーターとなり、中小企業がITビジネスを進める上での『セーフティネット』の役割を担っていくよう事業を推進していきたい。



辻会長と森本専務が懇談

新たな行政機構図(1府12省庁)



再編後

再編前

中央省庁が1府22省庁から1府12省庁に再編された新体制が1月6日にスタートした。省庁横断的な政策課題に的確に対応する行政システムへの転換を主眼に省庁を整理・統合したほか、首相の権限強化のための内閣府が新設された。これにより、戦後の改革以来、約半世紀ぶりの大改革が行われた。

第150回臨時国会で成立した

主な中小企業関係法律

第一五〇回臨時国会は平成十二年九月二十一日に召集され十二月一日に閉会した。同国会では六三件の法律案、継続法案を含むが提出され、三二件が成立。その内、主な中小企業関係法律は次のとおり。

一、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律

平成十二年法律第一二〇号、十一月十日成立、十一月十七日公布、平成十三年六月一日施行。最近の商取引の現状にかんがみ訪問販売等に関する法律において取引の公正及び購入者等の利益の保護をさらに図るため、業務提供誘引販売取引に関し書面の交付義務の規制及び契約の解除等の制度を設け、並びに連鎖販売取引に関する規制の強化等の措置を講じるとともに、割賦販売法において業務提供誘引販売取引に係る割賦販売等に関し割賦購入あつせん業者に対する抗弁を認めるため関係規定を改正。

二、労働省災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

平成十二年法律第一二四号、十一月十六日成立、十一月二十二日公布、平成十三年四月一日施行。最近の社会経済情勢にかんがみ、労働者災害補償保険制度において、業務上の事由による労働者の脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防に資するための二次健康診断等給付制度を創設するとともに、有期事業に係る確定保険料の特例を改正するため、関係法律の規定を改正。

三、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律

(平成十二年法律第一二六号、十一月十七日成立、十一月二十七日公布、公布から五月以内に施行、ただし、一部の規定は公布の日から、その他一部の規定は平成十三年一月六日から施行) 5頁を参照。

四、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(平成十二年法律第一二七号、十一月十七日成立、十一月二十

七日公布、公布の日から三月以内に施行、ただし、一部情報の公表、不正行為等に対する措置、施行体制の適正化及び適正化指針の一部等)は平成十三年四月一日から、その他一部の規定は平成十四年四月一日から施行) 公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備するもの。

五、民事再生法等の一部を改正する法律

平成十二年法律第一二八号、十一月二十一日成立、十一月二十九日公布、公布から六月以内に施行) 内外の社会経済情勢の変化とこれに伴う個人倒産事件の増加及び企業倒産事件の国際化にかんがみ、住宅ローンその他の債務を抱えて経済的に窮境にある個人債務者の経済生活の再生を迅速かつ合理的に図るための再生手続の特則を設けるとともに、日本国内で開始された破産手続及び更生手

続の効力を債務者の外国にある財産に及ぼす等の措置を講じるもの。

六、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律

平成十二年法律第一二九号、十一月二十一日成立、十一月二十九日公布、公布から六月以内に施行) 内外の社会経済情勢の変化とこれに伴う企業倒産事件の国際化にかんがみ、国際的な経済活動を行う債務者について開始された外国倒産処理手続の効力を日本国内において適切に実現し、当該債務者について国際的に整合のとれた財産の清算又は経済的再生を図るため、当該手続の承認の裁判を行うとともに、これを援助するために債務者の日本国内における業務及び財産に関し必要な処分をすること等を内容とする承認援助の手続を創設するもの。

七、中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律

平成十二年法律第一三〇号、十一月二十七日成立、十二月一日公布、公布から二月以内において政令で定める日施行、一部の規定は公布の日から、その他一部の規定は平成十三年四月一日から施行) 最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者等に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険法について、無担保保険の付保限度額の引上げ及び倒産関連中小企業者の範囲の拡大等を行うとともに、中小企業総合事業団について、短期借入金の規定の整備を行う等の措置を講じるもの。

八、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

平成十二年法律第一四四号、十一月二十九日成立、十二月六日公布、平成十三年一月六日施行) 情報通信の技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適切に対応する事の緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにその推進について必要な体制を整備するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めるもの。

書面の交付等に関する情報通信の技術の 利用のための関係法律の整備に関する法律

第一五〇回臨時国会において

「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(書面一括法)」(平成十二年法律第一二六号)が成立し、十一月二十七日に公布された。同法は、一部の規定を除き、同日から五月月以内に政令で定める日より施行されることとなっている。

この法律は、民間と民間の書面の交付あるいは書面による手続を義務付けている諸法律(中小企業等協同組合法等計五十本)を一括して改正し、従来の手続に加え、送付される側の同意を条件に、電子メール等の電子的手段によっても行うことができるようにするものである。

同法の制定に伴い改正される中小企業組合関係の法律は、中小企業等協同組合法(組合法)、中小企業団体の組織に関する法律(団体法)、商店街振興組合法、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、下請代金支払遅延等防止法などの五十の法律が電子化されること

となった。

一、趣旨

経済のIT化が進展する中で、書面の交付あるいは書面による手続を義務付けている規制が電子商取引等の阻害要因になっているとの指摘を懸念し、その緊急的な見直しを行うもの。本改正は、特に電子商取引等を阻害する大きな要因の一つとして、各方面からの見直しの要望の強い、民・民間の書面の交付あるいは書面による手続の義務につき、従来の手続に加え、電子的手段を容認するもの。

したがって、原則が「紙」であるとの考え方は不変。今回の立法には、送信者側も受信者側も「電子的手段」の方が望ましいと判断する場合に限り、その選択肢を与えるもの。

二、法律の概要

民・民間の書面の交付あるいは書面による手続を義務付けている諸法律を改正(改正対象となった法律は五十本)

書面交付等を義務付けている法律の例

訪問販売等に関する法律

通信販売業者が予約販売、オーダーメイド注文を受ける等により予約金等を受け取ったときは、書面による承諾通知をしなければならぬ。

中小企業等協同組合法… 事業協同組合等の組合員は、定款の定めるところにより、書面又は代理人をもって、議決権を行うことができる。また、代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。(以上通産省)

旅行業法… 旅行業者等は、旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときは、旅行者に対し取引条件を記載した書面を交付しなければならない。

法律改正のポイント

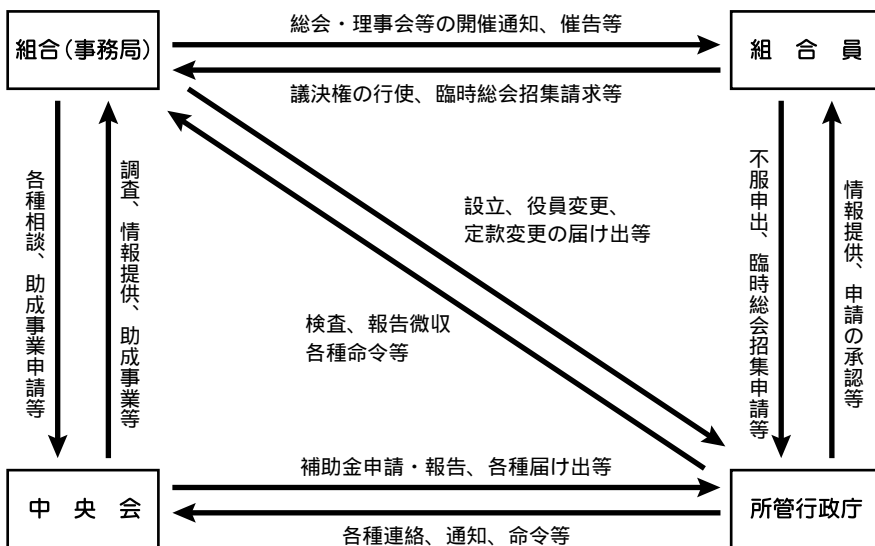
民・民間の書面の交付あるいは書面による手続について、従来の手続に加え、送付される側の同意を条件に、電子メール等の電子的手段によっても行えることとする。

具体的な方法の内容

電子メール、FAXによる送付、Web(ホームページ)の活用、CD-ROM、フロッピーディスク

クの手交を予定。(実需がある場合は、iモード等も追加)

～ネット組合における事務手続きの流れ図～



(注) ①及び②の一部については、書面一括法により処置。⑤～⑩については、電子政府実現時(14年)に処置予定。①及び②の全て並びに③及び④については、14年法改正時に処置予定。

多治見地区五組合の見本市



肥田陶磁器の見本市



土岐津陶磁器の見本市



土岐津西部陶磁器の見本市



新世紀へ向けた新春見本市

美濃焼産地15組合が新作披露

岐阜県陶磁器工業協同組合連合会(宮地吾郎理事長)傘下の十五組合は、一月六日から八日間、恒例の『美濃焼新春見本市』を多治見市、土岐市、瑞浪市で開催した。十五組合の組合員約四百社が約四万点の新作を展示し、素材にこだわったものや明るい色柄のものなど、各社の個性的な製品が目立ち、陶磁器商社らは製品を手にとって品質等を確かめていた。

『作れば売れる』時代の見本市は成約の場であったが、近年

はPRの場へと変わってきており、商談と同時に積極的にPRを行っていた。

少量多品種が主流となってきた中で、バリエーションの展開をしているのも注目。和食器、洋食器の他に和洋折衷のものも見られ、また若手を企画開発に起用するなど21世紀に向けた新しい取り組みに期待がかかっている。

美濃焼伝統工芸品協同組合

美濃焼伝統産業会館、セラトピア土岐(六~七日)

土岐津陶磁器工業協同組合

下石陶磁器工業協同組合・セラトピア土岐(八~九日)

泉陶磁器工業協同組合

肥田陶磁器工業協同組合・妻木陶磁器工業協同組合・セラトピア土岐(十一~十二日)

笠原陶磁器工業協同組合

滝呂陶磁器工業協同組合・市之倉陶磁器工業協同組合・高田陶磁器工業協同組合・多治見陶磁器工業協同組合

年末恒例の市場一般開放

岐阜市茜部・総セ協

岐阜市中央卸売市場総合センター協同組合(高橋満収理事長)は十二月二十六日から四日間、恒例となった年末の市場一般開放を行った。

この市場開放は、惣菜や漬

物、菓子、鏡餅やしめ飾り、おせちの食材の正月用品などを卸値で販売し、一般消費者にも市場を利用してもらうため、毎年この時期に実施している。

また、組合ではこの四日間に限り、購入金額五千円ごとに、折り畳み自転車などが当たるスピードくじの抽選会を行い、市場来場者の購買意欲を誘うイベントを実施した。

同組合の高橋理事長は、「このイベントも、近隣の大型店舗の進出により訪れる客は減少しつつあるが、良い食材等が安く買えるので毎年来てもらいたい」と話していた。



総セ協一般消費者に市場開放

外形標準課税導入見送り

反対総決起大会が成果

全国中小企業団体中央会をはじめ、(社)経済団体連合会、日本経営者団体連盟、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会及び業種団体等七十三団体が、十一月七日、東京の渋谷公会堂で約二千人の賛同者が集い、『外形標準課税導入反対総決起大会』を開催した。

大会の決議事項は次のとおり。

政府税制調査会の中期答申は、「法人事業税へ外形標準課税を早期に導入することが望ましい」とし、これを受けて全国知事会、自治省は事業活動価値(利潤、給与総額、支払利息、賃借料の合計)を課税ベースとする具体案を検討中であるといわれている。

この事業活動価値は、ほぼ七割を給与総額が占めており、このような課税ベースによる外形標準課税を導入すれば、雇用に対して深刻な影響を与えることは必至である。

長期にわたる不況にも、人

件費に重くのしかかる社会保障料の雇用主負担に耐えながら、企業は必死で雇用を守り、労働に対する安定的な分配を行う一方、コストの削減に懸命に努めながら体力を回復し、景気にもようやく明るい兆しが見えつつあるところである。

しかし、事業活動価値による外形標準課税の導入は、こうした企業の必死の努力により安定的に確保されてきた人件費に課税することによって、税金を確保しようとするものである。しかも、その一方で、地方自治体の行財政改革が徹底されているとは到底言い難い状況にあっては、納税者として納得できるものではない。地方財政が現状のまま放置されるならば、担税力を顧みない外形標準課税が一度導入されると、将来的には更に強化されていくことは、容易に想像できる。

地方財政の健全化のためには、何よりも先ず行財政改革による歳出削減等の徹底と、

国・地方の税源配分の見直しなど抜本的な改革が行われなければならぬ。にもかかわらず、徴税側の論理のみによって、先進国でも経済への悪影響から廃止・縮小にあり、シャープ勧告以来その導入が議論され続けながら、多くの問題点を抱えることから、その実施が見送られてきた外形

標準課税をあえて導入すれば、地域経済の足腰は再び弱体化へと向かうことになり、地方財政の破綻とともに、わが国経済は地方から崩壊してしま

革を実現することであり、その場しのぎの税収確保策にすぎず、日本経済に深刻な影響を与える外形標準課税の導入には、経済界の総意として反対することを決議する。

これらの活動により、外形標準課税導入については平成十三年度税制改正大綱への導入が見送られた。

人事労務スタイルの事例

県下三会場で労働問題懇談会

中央会は十二月十二日・十八日・二十二日の三日間、『労働問題懇談会』を県下三会場(土岐市、高山市、岐阜市)で

約七十人が参加し開催した。懇談会は、社会保険労務士の伏屋喜雄氏を講師に、「日本型企業文化と新しい労務管理

内容が、労働基準法、雇用機会均等法の要点、改正雇用保険法の要点、就業規則の運営上の留意点、人事労務スタイルなどについて説明した。

特に、従来の年功序列制度の行き詰まりに対し、新評価制度の導入について説明。例として、職務遂行能力型、職務等級型、職務型など個々の会社に合わせて検討が必要。また、役職の在り方も、社員と役員比率は十対三と一般的な比率にしていくことも考えられると多くの事例を交え説明した。



上セラテクノ土岐、下サンピア岐阜で開催した労働問題

県内中小企業主要業種の景気動向 (11月末調査)

表の見方: 売上~景況感: 好転・増加 変わらず 悪化・減少

業種	調査項目	売上	受注	収益状況	景況感	見通し
味噌・醤油 肉(国産) 食肉 米 酒米	油造り 子菓造り					
	ねん粉					
繊維 毛織物 合成繊維	糸色物 物貨下 ル服製					
	靴					
製銘 集家東	材木(材) 濃のき					
	庭紙 殊紙 加工					
家特紙 印	紙刷					

業種	調査項目	売上	受注	収益状況	景況感	見通し
プラスチック						
陶磁器(工業)						
	陶磁器(輸出)					
窯業	原料					
	耐火レンガ					
生利生	コ					
	砂利生産					
砂利生	産					
	産					
鑄物						
	刃物等金属製品(輸出)					
メッキ	刃物等金属製品(内需)					
機械金属						
	機械工具・工作機械					
電気機械器具						
	輸送機器					
各種物産品(観光)						
	各種物産品(ギフト)					
陶磁器						
	総合卸売業					
青水産物						
	家電機器販売					
メガネ販売						
	中古自動車販売					

中央会が主要業種八十五組合を対象にまとめた「十一月の特色」と二月までの景況の見通しは次のとおり。

「十一月の特色」組合から見た県内中小企業の特徴は、消費停滞続く、機械関係の需要拡大が続くとなっている。

十一月の景況感D.I値は悪化業種の増加により前月比4ポイント悪化のマイナス25ポイントとなっている。今回は季節需要の盛り上がり小さく、業種別に見ると小売業、サービス業で悪化が出ており、他は前月同様

付いていない。

全般的に輸入品の増加、石油系材料の値上がりによる「スタンプ」と「マイナス」要因が依然として強い状況である。その中で、機械関係で需要拡大が続いていることが明るく材料である。

「二月までの見通し」二月までの景気動向予想はD.I値マイナス30ポイントで、当月実績に対し5ポイントの悪化予想。営業日数の減少による売上減少、景況感後退が表れている。木材・木製品需要の伸び、機械関係に需要回復の動きが見られるが、全般的に横這いの低調な景況が続くと予想される。

堅調な機械関係

全般的に低調な景況感

11月景況調査

の動向となっている。また消費低迷、低価格により消費需要、建設需要の業種で景況感悪化が大きく、売上増でも収益に結び

業種	調査項目	売上	受注	収益状況	景況感	見通し
石油製品販売						
	共同店					
岐阜市商店街						
	大垣市商店街					
多治見市商店街						
	恵那市商店街					
高山市商店街						
	車体整備					
夕イヤ整備						
	良川畔旅館					
下呂温泉旅館						
	高山旅館					
クリニク						
	広告美術					
情報サービス						
	映像制作					
飲食						
	土木(岐阜)					
土木(飛騨)						
	造建造					
鋼構建造						
	電気工事					
管設備工事						
	建築板金					
産直住宅						
	貨物運送(岐阜地区)					
貨物運送(県域)						

東濃 支所だより



TEL/FAX 〇五七二・一五・〇八六五
E mail : chukokai@quartz.on.ne.jp
多治市東町一・九三(美濃焼センター)
三毛勝支所長 後藤 諭・渡辺瑞枝

林業・産直住宅の振興策 木の国・岐阜県をPR

東濃東部地区は全国に誇れる銘柄材「東濃ひのき」の産地として多くの木材関連業種が事業活動を行っています。

バブル経済の崩壊により最も打撃を受けたのが建設、建築関連業者であり、住宅の着工件数は激減しました。

また、かつては高級住宅の需要が多く、在来工法の産直住宅として受注拡大を図るため、各市町村ごとに産直住宅協同組合が設立され、新聞広告や、モデルハウスにより共同受注を行い、効果を上げてきました。

このため、多くの受注に対応することを目的に林野庁の事業である、林業構造改善事業を活用して、「プレカット工場」、「木材加工工場」が多く作られました。

しかし、住宅建築ブームが去り、阪神大震災による木造住宅への逆風、大手住宅メーカーの強力な攻勢により、大幅な受注減

となり、結果として「プレカット工場」の稼働率を下げることになりました。

岐阜県では木材の需要拡大を図るため、木材住宅の振興、木材産業の組織強化、木材安定供給体制の整備、県産材利用の普及啓発、木材需要に関する情報提供等の諸施策が積極的に進められています。

県中央会傘下の木材関係組合も多くあり、中央会としても

飛騨 支所だより



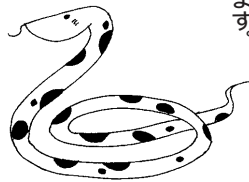
TEL/FAX 〇五七七・四一〇〇
E mail : chukokai@quartz.on.ne.jp
高山市天満町五・一・二(高山米穀前ビル内)
松野信一 支所長 武田京子・平田達彦

今年4回楽しめる高山祭

今年、高山祭が、四回楽しめます。21世紀スタートの年にふさわしい高山市のイベントを企画する、飛騨・高山ふれあい21推進協議会(会長・土野市長)は、恒例の春と秋の高山祭に加えて、春秋に祭屋台の

県産材の利活用の促進を関係方面に積極的に働きかけたいと考えております。

このような厳しい状況の中で、県産材の利活用の促進を図るため岐阜県木材利用推進協議会、木材関係団体、企業の積極的な経営戦略の取り組みは勿論ですが、木材産業界あげての支援、県及び各市町村が公共事業に率先して県産材を活用するなど強力な施策のバックアップが望まれます。



年になりそうです。

同協議会は、21世紀にふさわしい記念イベントを立案・推進するため、「飛騨高山まるごとテーマパーク」をキャッチフレーズに歴史文化・自然・味・木・光などを検討してイベントカレンダーを作りました。

目玉は、春秋の屋台の特別曳きそろえで、春秋の高山祭とは別に五月十二日、十三日に春の屋台を、十月二十日、二十一日に秋の屋台を曳きそろえ、からくりの実演を披露、どちらも初日夜には、幻想的な屋台の引き回しを行います。

「これぞ飛騨高山鍋」は、高山らしい鍋料理を創造し、一月から三月までと十月から十二月

シンポジウムの案内 「モチづくりの原点とは？」

各務原市の経済部産業高度化支援センターが主催するシンポジウムが三月六日、午後一時からテクノプラザ本館・プラザホールで開催されます。
シンポジウムは、「モチづくりの原点?」をテーマに第一部の講演、第二部ではパネルディスカッションを行います。

まで市内の店で廉価で提供し、新しい名物料理として定着させる企画です。

また、「YANSA21」は新作踊りで、若者に受け入れられるようにスピードの利いた曲と振り付けを創作して市民に普及し、八月十日に市街地で、全国から参加者を募って大会を開くほか、飛騨まつり、おまつり、ぶり街道まつり、伝承ウォークラリーや宿泊者を対象にしたプレゼントなどを実施します。これらを見ても、21幕開けイベントの一環として飛騨高山が賑わいそうです。

今後、各イベントに際しては随時本紙に掲載して、みなさんに紹介していく所存です。

参加は無料。

参加及び問い合わせは、各務原市役所・経済部産業高度化センター(〇五八三 七九二二〇四、FAX〇五八三 七九二〇六一五)まで。参加申込は企業名(団体名)、氏名、役職、電話・FAXをご記入のうえ、FAXにてお申込ください。



管理調整チーム
組織指導チーム
広報振興チーム
情報企画チーム
調査労働チーム
東濃支所、飛騨支所

あけまして

おめでと〜ございませす

昨年中は、本会の事業にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本年もよろしくお願ひ申

し上げます。また、本紙に多くの年賀広告をいただき、ありがとうございました。



『協力する中央会から提案する中央会へ』
を目標に役職員一同

謹賀新年



輝く新春を迎え皆々様のご健康とご多幸をお祈りいたします

2001年元旦

岐阜県中小企業団体中央会

会長	辻	正
副会長	岡	門
〃	本	右
〃	地	太
〃	宮	右
〃	戸	衛
専務理事	関	野
事務局長	河	本
	森	田
	石	安
	森	泰
	石	一
	役	同

〒500-8384 岐阜市 欽田南5丁目14番53号
岐阜県民ふれあい会館内
TEL 058-277-1100
FAX 058-273-3930

十二月

- 2日 アネックス・テクノ2落成記念式典(アネックス・テクノ2)
- 6日〜7日 第4回中央会指導員研修(全国中央会)
- 7日 岐阜大学地域交流協力会(仮称)設立発起人会(岐阜大学)
- 8日 エンタープライズ岐阜・第5回調整会議(県民ふれあい会館)
- 8日 川崎岐阜協同組合・創立50周年記念式典(岐阜گران)

ドホテル

- 12日 岐阜中金会、経営者セミナー(ホテルパーク)
- 13日 岐阜県IT戦略合同会議(県庁)
- 14日 組織化指導中央研究会(全国中央会)
- 18日 第4回岐阜県教育改革懇談会(県庁議会議会西棟)
- 20日 岐阜県眼鏡士技能認定委



員会(ホテルパーク)

- 特定中小企業集積活性化計画検討委員会(岐阜県刃物会館)
- 組合青年部東海・北陸ブロック交流会(石川県)
- 21日 エンタープライズ岐阜・ワンストップサービス研修会(アネックス・テクノ2)
- 22日 組合活性化情報編集委員会(県民ふれあい会館)
- 岐阜県景況調査説明会(県民ふれあい会館)